

○東京藝術大学芸術資料貸出検討会議に関する内規

〔平成10年7月16日〕  
制 定

改正 平成20年12月16日 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 この内規は、東京藝術大学大学美術館運営細則第9条第3項の規定に基づき、芸術資料貸出検討会議（以下「貸出会議」という。）の組織と運営について定めるものとする。

(所掌)

第2条 貸出会議は、芸術資料（以下「資料」という。）の貸出に関することについて審議し、貸出の可又は不可の方針を決定する。ただし、次に掲げる事項については大学美術館運営委員会の承認を必要とする。

- (1) 国宝、重要文化財に指定されている資料の貸出に関する事。
- (2) 前号に準ずる資料の貸出に関する事。
- (3) 資料の外国への貸出に関する事。

(組織)

第3条 貸出会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 大学美術館長（以下「館長」という。）
- (2) 大学美術館専任及び兼担の教授、准教授、講師、助教及び助手

(議長)

第4条 館長は、貸出会議を招集し、その議長となる。

2 議長に事故あるときは、議長の指名した者がその職務を行う。

(委員以外の出席)

第5条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を貸出会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(雑則)

第6条 この内規に定めるもののほか、資料の貸出に関し必要な事項は、貸出会議が別に定める。

附 則

この内規は、平成10年7月16日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年12月16日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。